する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所属員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第八十八条の四第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第六項」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「吸収分割承継組合等」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「吸収分割組合の理事は、吸収分割承継組合等の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「吸収分割承継組合等が承継した吸収分割組合」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「吸収分割組合又は吸収分割承継組合等の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　第六十八条及び第六十九条の規定は、第八十八条の三第一項第三号ロの規定による交付については、適用しない。

（吸収分割による権利義務の承継）

**第八十八条の六**　吸収分割承継組合等は、吸収分割がその効力を生ずる日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割組合の権利義務を承継する。

2　前項の規定にかかわらず、吸収分割組合の債権者であつて、前条第一項において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの（同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、吸収分割契約において吸収分割後に当該吸収分割組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該吸収分割組合に対して、当該債務の履行を請求することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、吸収分割組合の債権者であつて、前条第一項において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継組合等に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該吸収分割承継組合等に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4　吸収分割組合又はその組合員（吸収分割承継組合等の組合員とならないものを除く。）は、吸収分割がその効力を生ずる日に、第八十八条の三第一項第三号イ又はロに掲げる事項についての吸収分割契約の定めに従い、当該吸収分割承継組合等の会員又は組合員となる。

（労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用）

**第八十八条の七**　吸収分割に伴う労働契約の承継に関しては、吸収分割組合は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2　会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ。）とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割（以下「分割」という。）と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第八十八条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収分割の無効の訴えについての会社法の準用）

**第八十八条の八**　会社法第八百二十八条第一項（第九号に係る部分に限る。）及び第二項（第九号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第九号に係る部分に限る。）、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は吸収分割の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第九号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、所属員（森林組合法第百一条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下同じ。）、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、所属員、理事、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「組合員又は所属員」と、同項ただし書中「株主が取締役」とあるのは「組合員又は所属員が理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

**第八十八条の九**　第八十八条の二から前条までに定めるもののほか、吸収分割に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十二条中「、第五十七条」を削る。

第三章第一節の節名中「解散」の下に「、合併」を加える。

第百条第二項中「から第五十七条まで」を「、第五十六条」に、「（第四号」を「（第五号」に、「議決」を「決議」に改め、「、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と」を削り、「第六十一条第一項第六号」の下に「及び第六十三条第四号中「第九条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業」とあるのは「第九十三条第一項の事業」と、同項第七号」を加え、「同項第七号中「組合」を「同項第八号中「組合」に改め、同条第四項中「除く。）」の下に「の規定は組合の解散について」を、「第八十五条」の下に「（第三項を除く。）並びに第八十六条」を、「まで」の下に「の規定は組合の合併について」を加え、「並びに第九十条」を「及び第九十条」に、「、組合の解散及び」を「組合の」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第百条の三第一項中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に、「第四号」を「第五号」に改め、同条第六項中「第六十六条第二項第一号」を「第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「組織変更（第百条の三第一項に規定する組織変更をいう。以下同じ。）を」と、「、出資一口の金額の減少」とあるのは「、組織変更」と、同条第二項第一号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「旨」と」の下に「、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」と」を加える。

第百条の四第一項、第百条の七第二項及び第百条の十五第一項中「議決」を「決議」に改める。

第百条の十八中「第六十六条第二項第一号」を「第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「組織変更（第百条の十五第一項に規定する組織変更をいう。以下同じ。）を」と、「、出資一口の金額の減少」とあるのは「、組織変更」と、同条第二項第一号」に改め、「旨」と」の下に「、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」と」を加える。

第百条の二十一項中「議決」を「決議」に改める。

第百条の二十四中「第六十六条第二項第一号」を「第六十六条第一項中「出資一口の金額の減少を」とあるのは「組織変更（第百条の二十一項に規定する組織変更をいう。以下同じ。）を」と、「、出資一口の金額の減少」とあるのは「、組織変更」と、同条第二項第一号」に、「と、第百条の三第二項」を「と、第六十七条第一項及び第二項ただし書中「出資一口の金額の減少」とあるのは「組織変更」と、第百条の三第二項」に改める。

第百一条の二第一項中「議決を」を「決議を」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に改める。

第百六条を次のように改める。

**第百六条**　削除

第百七条の見出しを「（総会の決議事項）」に改め、同条中「議決」を「決議」に改め、同条第一号中「及び第三号から第六号まで」を「、第三号から第五号まで及び第七号」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　事業の全部の譲渡又は第百一条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十八号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲渡

第百八条の二第六項中「森林組合連合会」を「連合会」に改める。